

## 令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業 委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う県内企業の潜在的な水素需要等に関する調査事業を委託するにあたり、業務内容等について必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和6年度県内企業の潜在的な水素需要等に関する調査事業委託業務

### 2 委託期間

委託契約の締結日から令和6年10月31日までとする。

### 3 目的

昨年、国では「水素基本戦略」の見直しが行われ、将来的な水素等の利活用の実現に向けた取組が動き出したところである。

しかしながら、長野県ではまだ水素の利活用に向けた動きは十分ではない。その原因として、県内での水素需要が不透明であることから、オンサイト、オフサイト双方において具体的な手段の着手に至っていないこと等が要因として挙げられる。

こうした課題解決の第一歩として、本委託事業では県内企業の現時点における潜在的な水素利活用の需要と、それに伴い期待されるカーボン排出量の削減等を調査・分析することとする。その結果を踏まえ、県の水素利活用実現に向けたロードマップ構築の一助とし、将来的に県内ニーズに即し、かつ、経済性や安定性を具備したエネルギー調達の実現に向けた具体的かつ効果的な支援施策の企画立案に資することを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) 県内企業における水素の潜在的な需要量の測定

受託者は、県から提供する、長野県地球温暖化対策条例に基づき提出された事業活動温暖化対策計画書の情報をベースに、水素を動力源とし、既に市場に投入されている機器へ設備更新を仮に企業が行ったと仮定した際、必要となる水素の需要量について定量分析を行う。分析に当たっては、市場投入されている機器についてのスペック（価格、期待カーボン排出削減量）についても整理、分析を行うこととする。

分析に当たっては、県から提供する事業活動温暖化対策計画書の情報をベースにした分析結果を元に、類似企業数等においても同程度の潜在的な水素需要があると仮定した場合、県全体での総量需要がどの程度となるか、その需要の分布はどのようになっているか等、企業情報を援用して県内全体の需要動向に関する推論まで踏み込んで分析を行うこととする。

また、分析に当たり、過去の類似事業等によって採用した分析手法について、企画提案書において言及することを妨げないこととする。

#### (2) 水素への転換により期待されるカーボン排出量削減に向けた効果測定

受託者は、(1)の分析により水素を動力源とする機器へ設備更新した場合に想定される、カーボン排出量の削減についての定量分析を行う。

削減の分析に当たっては、現状で設備更新が可能な場合に限定せず、近い将来、市場に投入されることが明らかになっている設備等への更新可能性も踏まえ、ストックベースだけでなくフローベースまで踏み込んだ分析を行うこととする。その際、水素関連機器の市場動向の把握に当たっては、公開情報（市場レポート、企業データベース等）を援用するとともに、受託者が有する知見・経験、人的ネットワーク等を活かした調査を行うこと。

#### (3) 企業動向調査

受託者は、(1)の及び(2)の結果を踏まえ、特に県内企業でも水素利活用に向けて積極的な取組を講じている企業について、今後の投資動向等について個別ヒアリングを実施し、水素利活用に向けて企業が直面している課題や行政への要望等についてのヒアリングを行い、その成果を取りまとめることとする。

## 5 業務完了時の提出物

契約書第7条で規定する業務完了時に提出する成果品とは以下のとおりとし、令和6年11月29日までに印刷物及び電子データの入った媒体双方を産業政策課に提出すること。

- (1) 令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業完了届（様式第1号）
- (2) 令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業業務実施報告書（様式第2号）
- (3) その他、県が必要と認める書類

## 6 業務実施上の留意事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、個人情報保護法等の関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を踏むこと。
- (3) 個人情報の保護（取得、管理）については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (4) 本事業の遂行上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (5) 本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (6) 本事業の実施により得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については、長野県に帰属する。

## 7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 4に掲げる業務内容については、県と協議の上で決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

(様式第1号)

令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業完了届

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

商号又は名称  
代表者 氏 名

令和6年 月 日付けで委託契約した、令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業が完了したため、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

提出書類

- 1 令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業報告書
- 2 委託事業により作成した成果物
- 3 上記2の成果物に係る電子データ
- 4 その他、業務の内容が分かる資料

(様式第2号)

令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

商号又は名称  
代表者 氏 名

令和6年 月 日付で委託契約した、令和6年度県内企業の潜在的水素需要等に関する調査事業の実施内容は下記のとおりです。

記

1 実施期間

2 実施内容